

大垣消防組合公益通報制度について

大垣消防組合の事務若しくは事業の管理、運営、執行等に係る行為又は大垣消防組合が処分、勧告等の権限を有する外部の事業者等の行為が、法令違反に該当する場合に通報することができる、公益通報窓口のご案内です。

1 通報対象

- (1) 大垣消防組合又は職員による業務上の法令違反があった場合
- (2) 大垣消防組合が処分、勧告等の権限を有する外部の事業者等の行為について、法令違反があった場合

※1 (1)については、職員の私生活上の行為は除きます。また、苦情等についてもこの制度の対象外です。

※2 個人へのひぼう中傷は通報の対象外です。

2 通報できる人（通報者の範囲）

労働者（正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー、契約先の事業者など）、住民など、どなたでも通報いただけます。

3 各窓口等

窓口は、通報対象により、次のように異なります。

通報対象	窓口
大垣消防組合又は職員に業務上の法令(条例、規則等を含みます。)違反があった場合	総務課総務係
大垣消防組合が処分、勧告等の権限を有する外部の事業者等の行為について、法令違反があった場合	本部各課(総務課、予防課、救急課、消防指令課) 各消防署

4 通報の方法等

通報は、電話、FAX、郵送、電子メール、面談等により行うことができます。また、通報の前に、対象となる例、ならない例をQ&Aでご紹介しておりますので、必ずお読みください。

【公益通報窓口】

- (1) 大垣消防組合又は職員に法令違反があった場合

〒503-0933

岐阜県大垣市外野3丁目20番地2 総務課総務係 公益通報担当

電話 0584(87)1511

FAX 0584(87)1515

電子メール soumu@ogaki-syoubou.or.jp

(2) 外部の事業者等の行為について、法令違反があった場合

本部各課及び各消防署の窓口

大垣消防組合ホームページにあるお問い合わせ先を参照してください。

<http://www.ogaki-syoubou.or.jp/toiawase.html>

5 公益通報に係るQ & A

Q 1 通報の対象となるものは何ですか？	
A 1 大垣消防組合又は職員による業務上の行為又は大垣消防組合が処分、勧告等の権限を有する外部の事業者等の行為が、法令違反に該当する場合は対象となります。	
通報の対象となる例	通報の対象とならない例
大垣消防組合又は職員による業務上の行為 ・談合、横領、収賄、地方公務員法違反等	・ 苦情、意見、要望 ・ 職員の接遇等に関する苦情等
大垣消防組合が処分、勧告等の権限を有する外部の事業者等の行為 ・消防法令違反	・ 個人へのひぼう中傷等 ・ 法令違反行為に該当しないことが明確なもの。

Q 2 通報は氏名を名乗らなければならないのですか？
A 2 氏名を明らかにしての通報、匿名での通報、どちらも法所定の要件を満たせば公益通報は可能です。ただし、匿名による通報の場合、詳細な情報を確認できず、十分な調査ができないおそれがありますので、可能な限り具体的な情報の提供をお願いします。また、通報者と窓口担当者が双方向で情報伝達が行える連絡手段（メール等でのやり取り）をお願いする場合があります。

Q 3 通報した事案は全て調査してもらえますか？
A 3 通報があった事案は、まず通報窓口が通報対象事実に該当するかを判断します。この際、通報対象事実に該当しないと判断された事案は、ふさわしい相談先がご紹介できる場合には、相談先をお知らせします。

Q 4 通報内容は誰が調査するのですか？
A 4 大垣消防組合又は職員による業務上の法令違反行為の場合は、総務課総務係が調査をします。 大垣消防組合が処分、勧告等の権限を有する外部の事業者等の法令違反行為については、担当部署が調査を行います。

Q 5 調査結果は教えてもらえますか？

A 5 通報者が希望する場合、調査結果を通知します。ただし、該当事案に関わった者の個人情報に係る内容についてはお知らせすることはできません。

Q 6 通報したことにより不利益な取扱いをされませんか？

A 6 通報者は、公益通報をしたことを理由に不利益な取扱いをされることはありません。

6 その他

- (1) 通報の内容によっては、結果等の通知に時間がかかる場合があります。
- (2) 苦情、要望、意見に該当する場合や、内容が抽象的で十分な調査を行うことができない場合には、調査を行わないことがあります。

【問合せ先】

大垣消防組合 総務課総務係

電 話 0584(87)1511

FAX 0584(87)1515

電子メール soumu@ogaki-syoubou.or.jp